

鹿沼市景観条例に基づく届出制度

1 届出対象行為

景観計画区域内（鹿沼市全域）で以下の表に記載された行為を行う場合、着手予定日の30日前までに、正副2部の届出が必要になります。

※ 届出の前に事前協議をお願いいたします。

【届出対象行為】

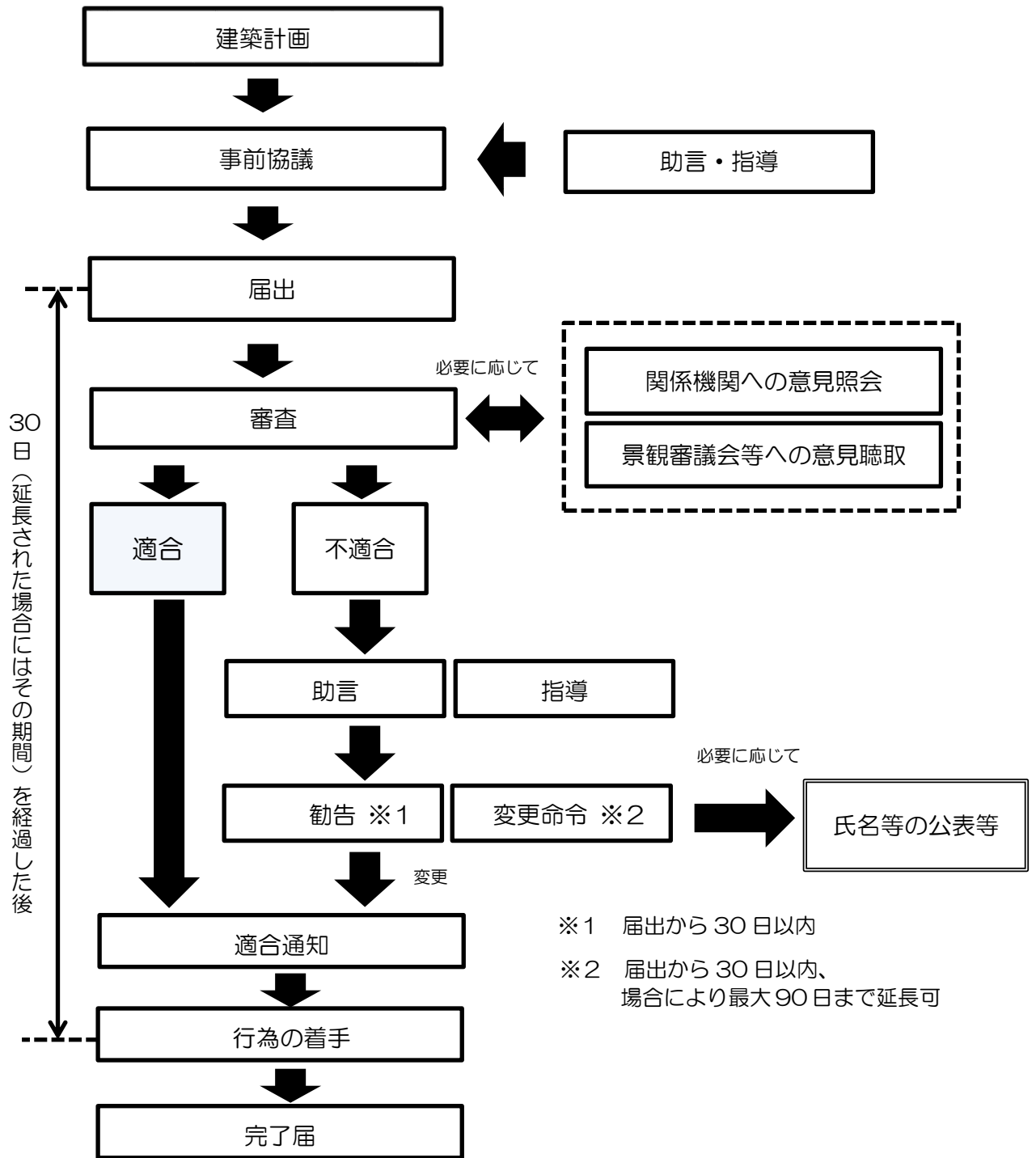
届出対象行為の項目	届出対象規模
① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが10mを超えるもの 又は建築面積が1,000㎡を超えるもの
② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	別表のとおり
③ 都市計画法に定める開発行為	当該行為の土地の区域面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの

【別表 工作物の届出対象行為】

① 柵、塀、垣（生け垣を除く）、擁壁等	高さ5m超
② 煙突、排気塔等	高さ15m超
③ 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等	
④ 記念塔、電波塔、物見塔等	
⑤ 高架水槽、冷却塔等	
⑥ 広告塔、広告板等	
⑦ 彫像、記念碑等	
⑧ 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さ20m超
⑨ 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等の遊戯施設	高さ15m超 又は 築造面積 1,000㎡超
⑩ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等の製造施設	
⑪ ガス、石油製品、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
⑫ 自動車車庫の用に供する施設	
⑬ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	

※ 届出をした後に、計画に変更があった場合は変更の届出をしてください。

2 届出の流れ



3 添付図書等

(1) 届出の添付図書

届出を行う場合、届出書、景観チェックシートとともに以下の表に定められた図書を添付してください。

※ 事前協議を行う際は、参考となる図書を持参してください。

ア 建築物又は工作物の新築又は新設、増築、改築、移転又は外観の変更

図 書		
種 類	明 示 す べ き 事 項	備 考
位置図	方位、縮尺、道路及び目標となる地物 行為の場所	縮尺 2,500 分の 1 以上
配置図	方位及び縮尺 行為地の形状 行為地内における届出に係る建築物等の位置 届出に係る建築物等と他の建築物等との別 隣接する道路の位置及び幅員 植栽の位置、高さ及び種類	縮尺 100 分の 1 以上
求積図	敷地面積、建築面積、床面積	
平面図	方位及び縮尺 寸法 開口部の位置	縮尺 100 分の 1 以上 外観の変更の場合は必要 ありません。
立面図 (2面以上)	方位及び縮尺 寸法 開口部、付属設備、軒等の位置及び形状 屋根、外壁その他外観の仕上がり素材及び色彩	縮尺 50 分の 1 以上 周囲から見た場合に、建 築物等が良く見渡せる面 のものを添付してくださ い。
カラー現況 写真	行為地及び建築物等の現況 行為地周辺の現況	撮影方向を配置図に示し てください。
透視図	届出に係る建築物等及び周囲の景観を着色し たもの	作成していない場合は、 立面図に着色した図書を 添付してください。

イ 都市計画法に定める開発行為

図 書		
種 類	明 示 す べ き 事 項	備 考
区域図	方位、縮尺、道路及び目標となる地物 行為の場所	縮尺 2,500 分の 1 以上
現況図	方位及び縮尺 付近の土地の利用状況 隣接する道路の位置及び幅員 行為の区域	縮尺の指定なし
設計図又は 施工方法を 明らかにす る図面	方位及び縮尺 行為地ののり面、擁壁その他の構造物の位置、 種類及び規模 行為後の措置及び緑化計画	縮尺 100 分の 1 以上
カラー現況 写真	行為地及び敷地周辺の現況	撮影位置及び方向を設計 図に示してください。
縦横断図	方位及び縮尺 行為の前後における土地の縦横断図	縮尺の指定なし

※ 行為の規模が大きいため、表ア、イに記載のある縮尺の図面によって適切に表示できない場合は、その行為の規模に応じて適切な縮尺で表示することが可能です。

(2) 完了届

届出対象行為が完了したときは、速やかに完了届出書とカラー完成写真を提出してください。

ご不明の点があれば、以下の問合せ先にご連絡ください。

<p>問合せ先 鹿沼市 都市建設部 都市計画課 都市計画係 電話番号：0289-63-2209 F A X：0289-63-2274 E-mail：toshikeikaku@city.kanuma.lg.jp</p>
--